

近隣空港等連携広域観光支援事業 二次交通支援助成交付要綱

(趣旨)

第1条 庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）は、庄内空港と近隣空港等交通施設間との連携を図り、当該区間の二次交通の拡充を図ることにより、相互の利便性向上と利用拡大につなげるため、当該区間においてビジネス利用を除く自家用自動車の有償貸渡しを受け、乗り捨てする場合に必要な経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成を行う。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レンタカー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者で、秋田県レンタカー協会又は庄内空港レンタカー協議会に加入している事業者
- (2) レンタカー レンタカー事業者が貸し渡す自家用自動車
- (3) ビジネス利用者 法人名による貸渡しや法人契約等のビジネスを目的に利用する者

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 庄内空港において定期便利用により離発着する航空機に搭乗する者
- (2) 別表1に定める区間においてレンタカー事業者からレンタカーを借り受け、返却したビジネス利用者を除く観光客

(助成対象期間)

第4条 助成金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、貸借日及び返却日のいずれも同期間内に含まれているものとする。

ただし、協議会は、予算の執行状況等により、助成対象期間内であっても助成を打ち切ることができる。

(助成対象経費の上限)

第5条 各区間における助成対象経費の上限は、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、上限額に満たない場合は、百円未満切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類等を期限までに協議会に提出するものとする。

様式第1号（交付申請書）に庄内空港出発便又は到着便の搭乗を証する書類並びにレンタカー借受事業所、借受日、レンタカー返却事業所及び返却日が分かる資料を添付し、レンタカーを返却した日から30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに協議会に山形県電子申請システムにより申請するものとする。

(交付決定及び交付)

第7条 交付申請を受けた協議会は、申請内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行うものとし、交付決定は、助成金の支払をもって代えるものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 協議会は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付が取り消された場合においては、既に交付されている助成金について、協議会が指定する期日までに、遅滞なく協議会に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、協議会総会における令和7年度予算の議決を前提とし、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	区 間		助成対象経費 (上限)
	貸渡事業所／借受事業所	返却事業所	
1	秋田空港	庄内空港	10,000 円相当
2	庄内空港	秋田空港	10,000 円相当
3	大館能代空港	庄内空港	10,000 円相当
4	庄内空港	大館能代空港	10,000 円相当
5	庄内空港	山形駅前	3,000 円相当
6	山形駅前	庄内空港	3,000 円相当